韓国における ASF に関する情報

(2020年1月17日現在)

動物衛生課

※この資料は随時更新予定です。

※赤字は前回からの更新点

1. 発生状況

2019年9月17日に京畿道坡州市の養豚農場で第1例目となる ASF が発生した。

2020年1月15日現在までに豚、野生いのしし併せて88件発生している。

*豚(14件):京畿道9件、仁川広域市5件

*野生いのしし(74件):京畿道52件、江原道22件

2. ASF の対策

(1) 防疫措置

危機段階別に防疫措置対応が定められている。

- I. 「関心」: 周辺国における発生時
- 国境検疫の推進
- ・一斉消毒・予察など国内防疫推進
- 食品残渣給餌農家への熱処理等適正持続点検
- ・非常時防疫体制のチェック
- Ⅱ.「注意」: 疑似患畜発生時
- ・当該農場の移動制限と迅速な検査
- 発生時に備えた各種防疫措置の準備

Ⅲ.「深刻」: 国内飼養豚発生時

- •全国 Standstill 実施検討
 - ※Standstill:全国のすべての豚農場と関連施設などの家畜・人・車両・物品等の出入りを一時停止する措置。(48 時間以内、必要に応じて延長)
- 移動制限
- 政府合同談話文を発表
- ・全国制御警戒所と消毒場所設置
- 全国畜産関連イベントを禁止
- 拡散懸念時、中央災難安全対策本部設置

- ・すべての防疫機関対策本部・状況室可動
- 農食品部起動防疫機構の派遣
- 政府合同支援班派遣
- 発生および隣接市・道に制御・消毒場所設置
- 消毒・予察及び移動制御など防疫強化

殺処分対象

- (1)発生農場、管理区域内 (発生農場から半径 500m の範囲) で飼育されている感受性動物
- (2) 発生農場の所有者等が、(1) 以外の地域で飼育している豚
- (3) 患畜を診療または人工授精した獣医師及び人工授精を行った患畜の所有者等と接触した事実がある、伝染病の感染が疑われる豚
- (4) その他疫学的に伝染病の感染が疑われる感受性動物
- ※各行政区域と協議の上、必要に応じ、予防的殺処分の範囲を発生地点から 500m→3 kmへ広げている(京畿道坡州市および金浦市等)
- ※仁川広域市江華郡の飼養豚は予防的に全頭殺処分
- ※京畿道坡州市、金浦市、漣川郡においては、市場へ流通させることのできる条件を満たす豚を買い上げ、その他同市内の豚全頭を予防的に殺処分

(2) 国境侵入防止措置

- I. 検疫探知犬拡大
- ・発生国からの直行便への検疫探知犬投入拡大(*1)
- ·仁川·金海空港就航路線全便検疫探知犬配置(*2)

Ⅱ. X-ray 検査

- ・発生国からの直行便における「税関合同レントゲンー斉検査」拡大(*1)
- ・携帯品用の X-ray 設置推進(*3)

Ⅲ. 罰則強化

- 過料を上方修正(最大 100 万ウォン→500 万ウォン)(*4)
- ・過料を上方修正(6月末より)
- (1回目:10万ウォン、2回目:50万ウォン、3回目100万ウォン
- →1回目:30万ウォン、2回目:200万ウォン、3回目:500万ウォン)(*3)
- ・過料を上方修正(2019年6月1日より)

ASF 発生国産豚肉: 1回目;500 万ウォン、2回目:750 万ウォン、3回目:1000 万ウォン ASF 発生国豚肉以外の畜産物:1回目;100 万ウォン、2回目:300 万ウォン、3回目:500 万ウォン)(*5)(*14)

Ⅳ. 広報

- ・在外公館を通じた広報 (リーフレット、バナー) (8 か国) (*2) (*14)
- ・生産者団体と合同広報(*2)
- ・発生国出身の国内労働者への広報(*6)

Ⅳ. 輸入検疫

- ・インターネットを通じた畜産物を含めた違法流入・販売取り締まり強化(*3)
- ・飼料の輸入措置強化(*3)
- ・空海港における自主投棄箱の改善(*14)
- ・水際での ASF ウイルス遺伝子の検出事例(2019年10月23日時点)
 - *2018 年: ASF 遺伝子検出 4 件 (スンデ 2、餃子 1、ソーセージ 1)

2019 年: ASF 遺伝子検出 17 件 (ソーセージ 12、スンデ 2 、燻製豚肉 1、ハンバーガー1、ピザ 1) 罰則金適用事例: 24 件 (韓国人 5、中国人 8、ウズベキスタン人 3、カンボジア人 2、タイ人 2、ベトナム人・モンゴル人・フィリピン人・ロシア人各 1 件) (*34)

(3) 国内侵入・まん延防止措置

I. サーベイランス

- ・飼養豚、野生いのししのアクティブサーベイランス (*1)
 - →環境部は、中国において ASF が発生した 2018 年 8 月以来、野生いのししに対する ASF ウイルス 検査を実施している。
- ※全国感染分析件数:(2018年)319頭、全頭陰性→(2019年)806頭中1頭陽性(*27)
- ・リスク地域における野生いのしし捕獲強化(*3)
- 脆弱農家の血清検査(対象:放牧農家、食品残座給餌農家、密集飼育農家)(*7)
 - →全農家の血清検査開始(190701-0810まで)(*8)
 - →全農家で陰性(*15)

Ⅱ. 食品残渣給餌

- 食品残渣給餌農家(384件)への指導・点検(*1)
- 食品残渣給餌農家担当官制度(*9)
- ・農場における食品残渣給餌原則禁止(2019年7月25日から): 廃棄物管理法による承認、申告を行った施設は除く。許可を受けた施設は、現地調査の上、加熱条件確認を実施。ASF発生時には許可施設も利用禁止。(*10)(*14)
- 食品残渣給餌農家(227戸)の取締り(*13)

Ⅲ. 農場侵入防止措置

【野生いのしし対策】

- ・農場へのフェンスの設置支援(*4)
- ・野外活動時の野生いのししへの餌禁止(*4)

・畜産車両を登録し GPS 搭載を義務付ける

(*畜産車両未登録または GPS 未搭載:1年以下の懲役または1千万ウォン以下の罰金 GPS 正常稼動のための措置未履行:1千万ウォン以下の過料)(*37)

・韓国野生いのしし SOP に基づくエリア区分

ᇸ		措置	
地域区分			
(面積および半径)			
管	感染地域	環境部:捕獲、狩猟行為禁止	
理	(面積 5 km, 半径約 1.3 km)	現場対応班:野生いのししの監視・試料採取	
地		現場統制チーム:死亡いのししの焼却/埋却/消毒、出入り統制および	
域		遮断施設の設置	
		※感染地域内豚農場があれば農食品部に畜産農家防疫措置強化要	
		請	
	危険地域	環境部: 狩猟行為禁止	
	(面積 30 km, 半径約 3 km)	現場対応班:捕獲活動、野生いのししの監視・試料採取、野生いのしし	
		生息現況調査	
		現場統制チーム:死亡いのししの焼却/埋却/消毒、出入り統制および	
		遮断施設の設置	
		※感染地域内に農場がある場合、農食品部に農場の防疫措置強化を	
		要請	
	集中狩猟地域	環境部:野生いのしし狩猟強化	
	(面積 300 km、半径約 10 km)	現場対応班:狩猟・捕獲活動、野生いのししの監視・試料採取、野生い	
		のしし生息現況調査	
		現場統制チーム:死亡いのししの焼却/埋却/消毒、出入り統制および	
		遮断施設の設置	
		※感染地域内に農場がある場合、農食品部に農場の防疫措置強化を	
		要請	
非発生地域		狩猟した野生いのししの現場焼却、埋却、自家消費を禁止	

野生いのししでの ASF 発生に伴う緊急対策(*33)

野生いのししを介しての ASF 拡散を防止するため、1. 感染危険地域 2. 発生緩衝地域 3. 警戒地域 4. 遮断地域に区分し差別化された措置を施行する。

感染危険地域:

鉄原・漣川地域のうち野生いのしし死体が発見された地域。5km²内を感染地域、30km²内を危険地域、300km²内を集中的狩猟地域に区分する。感染危険地域の辺縁には、川・道路などの周辺地形物といのしし行動圏などを考慮していのししの移動を遮断できる鉄柵を設置する。感染地域の外の危険地域には捕獲檻(10 個)と捕獲トラップ(120 個)を設置していのししを捕獲し、集中狩猟地域はいのしし移動の阻止案がまとまり次第、銃器を使用した捕獲を直ちに実施

する。

発生緩衝地域:

豚といのししで ASF が発生した5つの地域と隣接5の市・郡。

発生地域: 江華、金浦、坡州、漣川、鉄原

緩衝地域:高陽、楊州、抱川、東豆川、華川

野生いのししの移動を最小化するため、銃器捕獲は禁止し、10月14日から10月末までに捕獲艦と捕獲トラップを拡大設置する。*(捕獲艦)10月15日現在まで298設置/(捕獲トラップ)80新規設置(~10.30)/追加拡大に向けて行安部と協議予定

警戒地域:

仁川〜ソウル北漢江〜高城(46番国道)以北7の市・郡*(南楊州、加平、春川、楊口、麟蹄、高城、議政府)。いのしし全面除去を目標として10月14日から集中捕獲を実施する。無料狩猟場といのしし一斉捕獲週間を運営し、いのしし捕獲補償金として1頭当たり10万ウォンを支給する案を行安部と協力して推進する。市・郡捕獲団が農業従事者の被害申告なしでもいのししを捕獲できる地域を養豚農家の周辺から市・郡全体に拡大する。

遮断地域:

警戒地域境界線から外へ 2km の区間。この地域の野生いのししを全面的に駆除する。環境部は国防部の協力を得て、民間猟師と軍狙撃要員が民統線一帯のいのししを一定の条件下で射殺する作戦を行うことも検討している。

・野生いのししに対する ASF の強化された緊急対策の推進 (*35)

【対策内容】

①広域フェンスの設置

警戒地域でのウイルス拡散の可能性に備え、イノシシの南下と東進を遮断できる広域フェンスを坡州から高城まで東西を横断して構築する計画を立てる。

11月20日、京畿道坡州市炭県面から江原道華川郡華川邑をつなぐ東西横断広域フェンス(1段階目)(総長約118km、高さ1.5m)の設置完了。広域フェンス設置により、11月25日からこれまで銃捕獲を制限していた国境地域の市・郡地域*での銃捕獲を段階的に進める(*38)。「江原道東北部(華川・楊口・麟蹄・高城)」地域も設置予定。

※優先的に設置される3つの圏域の場合、約200kmの対象区間のうち、河川、道路など地形地物活用区間を除けば約100kmの区間に設置の必要性が予想される。

②緩衝地域における銃器使用

野生いのししに対する銃器捕獲が禁止されていた緩衝地域*の5市郡において、10月28日から野生いのししを南から北へ追い込む方式での銃器捕獲を許可する。

*(緩衝地域5市郡)抱川、楊州、東豆川、高陽、華川

養豚農家で追加的な ASF の発生がない中でウイルス潜伏期終了の時期が近づくにつれ、野生いのししの移動性が増す繁殖期に先立って個体数を減らし、これまでの銃器捕獲禁止*を解き戦略的銃器捕獲を推進することとした。

③発生地域における制限的銃器使用

発生地域*については感染地点周辺のイノシシ移動を阻止する2次フェンス設置を最大限繰り上げて11月6日までに完了した後、制限的な銃器捕獲を推進する。

*(発生地域)江華、金浦、坡州、漣川、鉄原

これまでの間、発生地域では銃器の捕獲を禁止して、捕獲檻と捕獲トラップを設置してきたが、養豚農家の殺処分が完了した状況で2回目のフェンスが設置されればASFの拡散の憂慮が大幅に低下すると見て11月7日から制限的銃器捕獲を推進する予定。

区分		強化前	強化後	
民間人 統制線 以北	DMZ 境界部	● 一部地域官民軍合同捕獲一 感染地点と隣接する坡州・漣川、鉄原・華川一部地域は除く	● 全地域合同捕獲 一 感染ポイント隣接地域も 2 次フェンス完了後銃捕獲	
	江金坡漣鉄	● 感染地点周辺にフェンス設置 ー 2 段(1 次:半径 1.3km、2 次: 半径 3km 以内)設置	(左同)	
発生		(新設)	● 東-西広域フェンス設置 一 i)坡州・漣川、ii)鉄原西部、iii)鉄 原東部、iv)江原東北部 計 4 つの圏域	
地域		● 捕獲枠・トラップのみ(専用)、 銃捕獲禁止	● 捕獲枠・トラップと並行して、銃 器捕獲制限的許容 - 別の詳細な捕獲計画	
		■ 環境部中心でへい死体予察^(注)- 初期 22 人→92 人拡大	● 環境省-山林庁(山火事消火 隊)合同へい死体詳細調査 ^(注) ー 計 440 人規模:環境部 92 人、 山林庁 348 人	
緩衝地域	高陽 楊川 東豆川 華川	● 捕獲枠・トラップ(専用)、銃器捕 獲禁止	● 捕獲枠・トラップと並行して銃器 捕獲を戦略的に許容 i)最南端(現行 1 次遮断地域)銃器 捕獲開始 ii)南から北方向へ順次拡大(農家 周辺 →全域)	
	議政府 南楊州	● (1 次遮断)緩衝地域-警戒地 域接続部 一 市郡行政区域基準 ー 集中的銃器捕獲	● (1 次遮断)発生地域ー緩衝地 域接続部上方 ー 道路・地形の基準 ー 集中的銃捕獲	
警戒地域	A A III I	● (2 次遮断)警戒地域下段幅 2 キロ一 集中的銃器捕獲	(左同)	
		● (警戒地域内)捕獲団の拡大、 無料狩猟場の開設などー ただし議政府は無料狩猟場除 外(都市部)	(左同)	
その他		● 事前捕獲措置 ー 被害届がなくても捕獲	(左同)	

- 野生ノイノシシの ASF 防疫のために予備費投入 (*36)
- ①イノシシの ASF の拡散遮断 196 億ウォン(約 18 億 4583 万円)

感染したイノシシを封じ込めるために、ASF 発生地点を 2 段で囲む 1~2 次フェンス設置に 109 億ウォン(約 10 億 2650 万円)を投入する。

境界地域のイノシシの南下を遮断する東西広域フェンス*(約 193 キロ)の設置に 87 億ウォン (約 8 億 1933 万円)を支出する。

*地形、野生動物誘導フェンスなどの自然遮断を含む総延長約326キロ

②イノシシの個体数の低減 167 億ウォン(約 15 億 7275 万円)

全国的なイノシシ捕獲活動を奨励するため、1 頭当たり 20 万ウォン(約1万8千円)の捕獲通報褒賞金を支給。規模は 60 億ウォン(約5億6506万円)。

ASF 発生地域と隣接地域 13 の市郡*のイノシシ低減のための捕獲檻 250 個と捕獲トラップ 4,600 個設置に 30 億ウォン(約2 億 8253 万円)を投入する。

*江華、金浦、坡州、漣川、鉄原、高陽、楊州、東豆川、抱川、華川、楊口、麟蹄、高城 イノシシへい死体の焼却、埋却など適正処理に向けて 2 次遮断地域北部 17 市郡*にへい死体処 理費 77 億ウォン(約7億 2516 万円)を投入する。

*江華、金浦、坡州、漣川、鉄原、高陽、楊州、東豆川、抱川、華川、議政府、南楊州、加平、春川、楊口、麟蹄、高城

(4) 北朝鮮との国境地域の対策

- 国境地域の養豚農家(353件)の全件血清検査(各農家豚8頭)(*11)
- フェンス設置支援優先(*12)
- ・放牧飼育禁止(*12)
- ·電話予察(毎日)(*12)

(5) 韓国における発生以降の防疫措置

- ・9月17日、国内で初めての発生を受け、防疫措置段階を「深刻」段階へ格上げ(2.(1)参照)。 全国48時間 standstill 実施、京畿道からの豚の搬出を一週間禁止、全国の養豚農家の予察開始 (*16)
- ・発生地域である京畿道坡州市、漣川郡を含む 6 つの市・郡を重点管理区域に指定し、集中消毒、 豚搬出禁止措置を 3 週間に延長、畜舎への人の出入りを 3 週間禁止、農場警戒所の設置、重点管 理区域における防疫措置の点検(*17)
- ・発生農場などの半径 10 キロ以内の農場と車両疫学農場に対する精密検査を実施。特別管理区域 (国境地域 14 の市郡) などの全国脆弱地域の農家の精密検査を推進。全国 standstill は解除。 連川郡 (2 例目) は発生農場周囲 3km の豚を殺処分 (*18)
- ・京畿道、仁川、江原道の Standstill 命令。金浦(3 例目)発生農場周囲 3km の豚を殺処分(*19)
- ・重点管理区域を、京畿道、仁川市、江原道地域全体に拡大。(*20)
- ・環境部は、発生農家周囲 20 平方キロ程度を管理区域に設定していのししへい死体及び異常個体の発生の有無を確認、該当農家と隣接する丘陵地 1 平方キロメートルの出入りを禁止、京畿道北部と仁川の 7 市郡においていのしし銃器捕獲禁止(*21)
- 9月24日12時より全国 Standstill 発動。(*22)

- 9月26日12時、全国 Standstill を 2日間延長(*23)
- ・北朝鮮との境界地域の河川水、20か所で ASF ウイルスを調査した結果、陰性。(*24)
- ・仁川市江華郡の管内の豚を全頭殺処分することを決定。(*25)
- 10 月 3 日 3 時 30 分より、京畿道、仁川、江原動を対象に 24 時間 Standstill 発動。(*26)
- 10 月 4 日、京畿道、仁川、江原の Standstill を 2 日間延長。(*29)
- ・10月4日より、京畿道坡州市および金浦市においては、市場へ流通させることのできる条件(※) を満たす豚を買い上げ、その他同市内の豚全頭を予防的に殺処分(*28)(*29)
- ・体重 90kg 以上の健康な豚 (発生農家から半径 3km 内の殺処分対象豚は除く)。農場における検査 およびと畜場における臨床・解体検査を経て、異常が認められなかった豚肉のみを流通する。
- ・京畿道漣川郡においては市場へ流通させることのできる条件を満たす豚を除き、発生地点から半径 10km 内の豚を対象に買い上げと予防的殺処分を実施する(*28)
- 10 月 7 日、9 月 17 日~10 月 6 日までに ASF が発生した 13 の発生農場およびそこから半径 3km 以内の防疫帯(江華郡の全農場を含む)の殺処分を全て完了させた(*30)
- ・10月7日現在、坡州市と金浦市全体の豚(※) および漣川郡の発生農場 10km 以内の豚(※) の買い上げと買い上げ対象とならなかった豚の予防的殺処分を継続中(※ASF 発生による殺処分対象とならなかった豚)(*30)
- ・10月9日、ASFの南下を防ぐため発生地域周辺を緩衝地域に設定。緩衝地域は高陽、抱川、楊州、東豆川、鉄原と漣川郡発生農家の半径10kmの防疫帯の外としている。緩衝地域では車両移動を統制し、地域内のすべての農家を対象に精密検査と防疫強化措置を実施する(*31)
- ・10月11日、京畿道漣川郡も坡州市と金浦市と同様に、郡全域を対象に買上げ・予防的殺処分とすることを決定(*32)
- 10 月 13 日、野生いのししでの ASF 発生に伴う緊急対策を推進 (*33)
- 10月27日、野生いのししに対するASFの強化された緊急対策の推進(*35)
- 11月20日、第1段階目広域フェンス設置完了(*38)
- 12月9日~22日、未登録畜産車両全国一斉取り締まり実施(*37)

出典:

韓国 ASF 緊急行動指針 (SOP)

http://www.mafra.go.kr/mafra/366/subview.do?enc=Zm5jdDF8QEB8JTJGYmJzJTJGbWFmcmEIMkY3MSUyRjMyMDk50CUyRmFydGNsVmIIdy5kbyUzRmJic0NsU2VxJTNEJTI2cmdzRW5kZGVTdHIIM0QIMjZiYnNPcGVuV3JkU2VxJTNEJTI2cmdzQmduZGVTdHIIM0QIMjZwYXNzd29yZCUzRCUyNnNyY2hDb2x1bW4IM0QIMjZyb3cIM0QxMCUyNmIzVmIId01pbmUIM0RmYWxzZSUyNnBhZ2UIM0QxJTI2c3JjaFdyZCUzRCUyNg%3D%3D

韓国農林畜産食品部プレスリリース

http://www.mafra.go.kr/mafra/293/subview.do

- (*1)2018年8月20日付けプレスリリース
- (*2) 2019 年 1 月 17 日付けプレスリリース
- (*3) 2019 年 4 月 4 日付けプレスリリース
- (*4) 2018 年 10 月 5 日付けプレスリリース
- (*5) 2019 年 5 月 3 日付けプレスリリース
- (*6) 2019 年 2 月 20 日付けプレスリリース
- (*7) 2019 年 6 月 17 日付けプレスリリース
- (*8) 2019 年 6 月 30 日付けプレスリリース
- (*9) 2019 年 5 月 22 日付けプレスリリース
- (*10) 2019 年 7 月 18 日付けプレスリリース
- (*11) 2019 年 6 月 1 日付けプレスリリース
- (*12) 2019 年 6 月 2 日付けプレスリリース
- (*13) 2019 年 8 月 4 日付けプレスリリース
- (*14) 第 2 回 0IE/FAO アジア地域 ASF 専門家会合発表資料

http://www.rr-asia.oie.int/events/details/article/2nd-meeting-of-standing-group-of-

experts-on-african-swine-fever-in-asia/

- (*15) 2019 年 8 月 13 日付けプレスリリース
- (*16) 2019 年 9 月 17 日付けプレスリリース
- (*17) 2019 年 9 月 18 日付けプレスリリース
- (*18) 2019 年 9 月 20 日付けプレスリリース
- (*19) 2019 年 9 月 24 日付けプレスリリース
- (*20) 2019 年 9 月 24 日付けプレスリリース
- (*21) 2019 年 9 月 28 日付け、環境部プレスリリース
- (*22) 2019 年 9 月 25 日付けプレスリリース
- (*23) 2019 年 9 月 26 日付けプレスリリース
- (*24) 2019 年 9 月 27 日付け、環境部プレスリリース
- (*25) 2019 年 9 月 27 日付けプレスリリース
- (*26) 2019 年 10 月 1 日付けプレスリリース
- (*27) 2019 年 10 月 2 日付け、環境部プレスリリース

- (*28) 2019年10月3日付けプレスリリース
- (*29) 2019年10月4日付けプレスリリース
- (*30) 2019 年 10 月 7 日付けプレスリリース
- (*31) 2019年10月9日付けプレスリリース
- (*32) 2019年10月11日付けプレスリリース
- (*33) 2019年10月13日付けプレスリリース
- (*34) 2019 年 10 月 23 日付けプレスリリース
- (*35) 2019年10月27日付けプレスリリース
- (*36) 2019 年 11 月 5 日付け、環境部プレスリリース
- (*37) 2019 年 12 月 8 日付けプレスリリース
- (*38) 2019年11月21日付け、環境部プレスリリース

※上記のプレスリリースの仮訳は農林水産省ホームページで公開しています。 http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/koria.html

3. 豚の飼養頭数

(1) 飼養頭数

国/年	2015	2016	2017
韓国	10, 190, 000	10, 370, 000	11, 270, 000
(日本)	9, 410, 000	9, 313, 000	9, 346, 000

※飼養豚、いのしし総数

出典: FA0

(2)農家数

韓国:約6,300戸(そのうち食品残渣給餌農家は257戸)

日本:約4,320戸

出典: 2019 年 6 月 30 日付け韓国農林畜産食品部プレスリリース、畜産統計(平成 31 年 2 月時点)

4. 韓国への出入国状況

(1) 韓国から日本への訪日外客数

年	2015 年	2016 年	2017 年
人数	4, 002, 095	5, 090, 302	7, 140, 438

※訪日外客;国籍に基づく法務省集計による外国人正規入国者から日本に永住する外国人を除き、これに、日本を経由して第三国へ向かうため日本に一時的に入国した通過客(一時上陸客)を加えた入国外国人旅行者

出典:日本政府観光局(JNTO)

(2) 日本から韓国への日本人訪問者数

年	2015 年	2016 年	2017 年
人数	1, 837, 782	2, 297, 893	2, 311, 447

出典:日本政府観光局(JNT0)